2　基本料金の額

記１高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。

⑴　１キロメートル当たり料金の額と固定額

㈠　１キロメートル当たりの普通車の料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のものをいう。以下同じ。）の料金の額は、29.52円とする。

㈡　利用１回に対して課する普通車の固定額

利用１回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。

㈢　１キロメートル当たりの大型車の料金の額

利用距離に対して課する１キロメートル当たりの大型車〔車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第３条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、記㈠に定める額に２を乗じて得た額とする。

㈣　利用１回に対して課する大型車の固定額

利用１回に対して課する大型車の固定額は、記㈡に定める額に２を乗じて得た額とする。

⑵　適用方法

㈠　料金距離

首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添１のとおりとする。

㈡

Ａ　料金距離は次の原則に従い定めるものとする。

ａ：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

ｂ：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

ｃ：常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

Ｂ　現金車［ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車をいう。以下同じ。］は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。

㈢　出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額＝ＬＲ＋Ｆ（単位：円）

㈣　上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表す。

Ｌ：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

㈤　通行止めに伴う料金調整

最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をＡ、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をＢ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をＣ、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をＤとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、ＢＣ間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Ｃにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

①　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記㈡の計算式により算出された料金の額を適用する。

②　現金車の場合の料金調整

ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、ＡＤ間の料金距離に応じて、記㈡の計算式により算出された料金の額を適用する。

⑶　消費税等の取扱い及び料金の単位

記⑵㈡に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

3　特別の措置

料金の額については、記２にかかわらず、次のとおり特別の措置を適用する。

⑴　料金距離に応じた料金の額

首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ１回の通行につき１台当たり、下表の区分に応じた額とする。

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6.0km以下	476.19円	952.38円
6.0km超12.0km以下	571.42円	1,142.84円
12.0km超18.0km以下	666.66円	1,333.32円
18.0km超24.0km以下	761.90円	1,523.80円
24.0km超30.0km以下	857.14円	1,714.28円
30.0km超36.0km以下	952.38円	1,904.76円
36.0km超42.0km以下	1,047.61円	2,095.22円
42.0km超	1,142.85円	2,285.70円